

人事行政の運営状況

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、区職員人事の運営状況などをお知らせします。

人事課人事係(☎5722－9650、☎3715－8852)、職員数の状況は人事課制度・定数係(☎5722－9654、☎3715－8852)

●職員の任免・再任用

単位：人

		事務	福祉	技術	技能 労務	幼稚園 教諭	計
職員	採用(2年4／2～3年4／1)	63	28	14	2	1	108
	退職(2年4／1～3年3／31)	51	23	5	13	1	93
再任用 (◆)	フルタイム	67	11	14	22	0	114
	短時間	77	29	9	31	0	146

●職員数

各年4／1現在、単位：人、▲はマイナス

部門・区分			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			2年	3年		
普通会計	一般行政部門	議会	13	13	0	
		総務	364	367	3	増：DX推進・危機管理・広報体制強化、マイナンバーカード普及促進業務増員 減：長期計画策定所管と区有施設事業所管の統合
		税務	78	77	▲1	減：欠員不補充
		民生	824	816	▲8	増：福祉相談体制・子ども家庭支援センターの強化 減：保育園用務、調理業務の見直し
		衛生	240	251	11	増：新型コロナウイルス感染症対策強化
		労働	1	1	0	
		商工	15	15	0	
		土木	212	214	2	増：再開発事業支援業務増員ほか
		計	1,747	1,754	7	
	教育部門		188	187	▲1	増：GIGAスクール対応・児童見守り体制強化 減：事務・学校用務業務見直し
	小計		1,935 (134)	1,941 (141)	6 (7)	
公営企業等会計	国民健康 保険 後期高齢 者医療 介護保険	事業会計	46	46	0	
			12	12	0	
			51	49	▲2	減：組織再編による民生部門への振り替え
	小計		109 (7)	107 (5)	▲2 (▲2)	
	合計		2,044 (141)	2,048 (146)	4 (5)	〈参考〉人口1万人当たり職員数 72.80人

※職員数は一般職に属する職員数(再任用フルタイム勤務職員を含む)であり、地方公務員の身分を保有する休職者、公益的法人等への派遣職員などを含み、自治法派遣職員、特別職非常勤・会計年度任用職員を除く
※()内は再任用短時間勤務職員数で、小・合計に含まない

●職員の服務・勤務条件

服務に関する義務 職務に専念する義務などが地方公務員法で規定
勤務時間(標準的なもの) 8：30～17：15(休憩時間60分間を含む)
休暇 年次有給休暇、病気休暇などを、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例で規定

●職員の福利厚生

東京都職員共済組合など 東京都職員共済組合による健康保険や年金事業、特別区職員互助組合による組合員のライフプランと自己啓発への支援、目黒区職員互助会による給付・貸し付け・文化体育事業などを行っています。

貸与 住宅に困窮する職員に職員住宅を貸与するほか、職務遂行のために必要な被服を貸与しています。

健康管理 定期健康診断・ストレスチェック・安全衛生委員会による職場の安全衛生を確保する取り組みを実施しています。

公務災害補償 公務中の傷病や通勤途上での負傷は、地方公務員災害補償法に基づき、補償しています。

風水害対策指定職員家賃助成 水防活動などに従事し、要件を満たす区内在住職員に住居手当とは別に家賃助成を行う取り組みを実施しています。2年度助成対象者は20人でした。

●職員の退職管理

地方公務員法では、営利企業などに再就職した元職員が、離職前の特定の職務に関して、現職職員に働きかけをすることを禁止しています。

区は、職員倫理条例により、職員に対する公正な職務遂行を損なう行為の要求を禁止しています。また、契約及び許認可等の業務に対する働きかけに関する取扱要綱により、働きかけの内容を記録・公表することで、全職員が汚職や不正に関わることの未然防止に積極的に取り組んでいます。

●人事評価の実施

職員の能力・職務能率の向上を目的に、業務実績や職務遂行能力・態度などについて、毎年1回定期評価を実施し、人事・給与面に反映させています。

●職員の研修(2年度)

区独自の研修(18講座2,258人)や、23区合同で設置した特別区職員研修所での共同研修(70講座289人)、他の研修機関への派遣研修や各職場で外部の講師を依頼する職場研修(14講座86人)を実施しました。

冊子「目黒区人事行政の運営等の状況について(全文)」

は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・4階人事課で配布するほか、区HP(コード①)でご覧になれます。



①

◎は2年4／1現在

◆は3年4／1現在

●職員の給与

職員給与は、特別区人事委員会が民間企業の給与や物価の動向、生計費の状況などを調査したうえで適正な給与を勧告し、これを受けて区長が条例案を区議会に提出して、区議会の審議後、条例で定められます。

★人件費・職員給与費は四捨五入しているため合計額などと一致しません

人件費(2年度普通会計決算)★

住民基本台帳人口 (◆)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B／A)	(参考) 元年度人件費率
281,093人	1,377億4,718万円	210億8,871万円	15.31%	20.33%

給与費(2年度普通会計決算)★

職員数 (A) (◎)	給与費				1人当たり 給与費 (B／A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
1,938人	67億4,495万円	26億7,779万円	31億8,835万円	126億1,109万円	651万円
※休職者、公益的法人等への派遣職員などを含み、自治法派遣職員、公営企業等会計の計上職員、再任用短時間勤務職員、特別職非常勤・会計年度任用職員を除く ※職員手当は退職手当を含まない					

平均給料・給与・年齢

区分	平均給料	平均給与	平均年齢
一般行政職	月額296,369円	月額425,451円	40.2歳
技能労務職	月額291,690円	月額383,894円	51.7歳

※平均給与は給料と諸手当(期末手当・勤勉手当・退職手当を除く)を含む
※一般行政職は、国の税務職、福祉職、医師・医療技術職、看護・保健職、技能労務職、教育職に相当する職を除く常勤職員

初任給

I 類(大学卒程度)	183,700円	Ⅲ 類(高校卒程度)	147,100円
------------	----------	------------	----------

経験年数別・学歴別平均給料月額

経験年数		10年	20年	25年	30年
一般行政職	大学卒	276,521円	376,633円	384,044円	388,978円
	高校卒	215,414円	314,660円	345,100円	350,827円
技能労務職		205,000円	297,475円	302,340円	300,533円

※経験年数は採用前の職歴などを加算した年数を含む
※対象者が少ないため、一般行政職高校卒10年は近似の9年を含めた平均給料月額、高校卒25年は24～26年の平均給料月額、技能労務職10年は9～11年の平均給料月額、技能労務職20年は19～21年の平均給料月額を掲載

職員手当

毎月支給	扶養手当	配偶者		6,000円	
		父母など		各6,000円	
		子(22歳に到達後最初の3／31まで)		各9,000円	
		16～22歳の子に対する加算		各4,000円	
	地域手当 (2年度)	支給額(全職員対象)		平均支給年額	
		(給料+扶養手当+管理職手当)×20%		693,131円	
	住居手当	年齢要件	単身赴任手当受給なし	単身赴任手当受給あり	
		27歳まで	27,000円	13,500円	
		32歳まで	17,600円	8,800円	
		33歳以降	8,300円	4,100円	
通勤手当	1カ月当たりの支給限度額		55,000円		
勤務実績に応じて支給に	時間外勤務手当 (2年度)	支給総額		平均支給年額	
		811,756,299円		419,512円	
	特殊勤務手当 (2年度)	平均支給年額		支給対象職員の割合	手当数
		70,441円		10.93%	5
臨時支給	期末・勤勉手当 (ボーナスに相当。合計月数を年3回に分けて支給)	区分	期末手当	勤勉手当	合計
		一般職員	2.55(1.40)月分	2.05(1.00)月分	4.60(2.40)月分
		管理職員	2.15(1.20)月分	2.45(1.20)月分	4.60(2.40)月分
		※()内は再任用職員の支給月数 〈参考〉3年特別区人事委員会勧告内容 合計4.45(2.35)月分			
退職時に支給	退職手当	区分		普通退職	定年退職
		最高限度支給月数		39.75月分	47.70月分
		1人当たりの平均支給額(特別職を除く)		15,521,685円(2年度退職者の平均額)	

特別職の給料・報酬

区分	給料月額	期末手当	区分	報酬月額	期末手当
区長	1,055,000円	3.55月分 (年3回に分けて支給)	議長	902,000円	3.50月分
副区長	844,000円		副議長	789,000円	(年3回に分けて支給)
教育長	738,000円		議員	596,000円	
代表監査委員	628,000円				

●職員の分限・懲戒処分(2年度)

分限(心身の故障など)	免職0人	休職44人	降任0人	降給0人
懲戒(法令違反など)	免職0人	停職0人	減給0人	戒告0人

●職員の利益保護の状況(2年度特別区人事委員会からの報告事項)

区分	前年度からの 継続件数(A)	請求件数 (B)	完結件数 (C)	翌年度継続件数 (A+B－C)
勤務条件に関する措置要求	0件	0件	0件	0件
不利益処分に関する審査請求	15件	1件	0件	16件

子

児童館の子育て支援事業(4年1～3月)

乳幼児のつどい

ベビー活動



会場・問い合わせ	乳幼児のつどい (記載のないものは、10：30～11：30)			ベビー活動★	
	日時	内容(定員・先着)	対象年齢	日時	
駒場児童館 駒場2-7-5 ☎3460-0453	1/28(金)	わらべうたで遊ぼう(20組)	①	1/12～3/9(1/19、2/9・23を除く)の毎週水曜日 11：00～11：30	
	2/17(木)	エアロビクス(20組)	②③		
	3/5(土)・6(日)	アスレチック(各10組)	①～⑤		
東山児童館 東山3-24-2 ☎3791-4613	3/16(水)	親子で遊ぼう(20組)	①～⑤	1/18、2/8・22、3/8の火曜日 10：45～11：30	
烏森住区センター児童館 上目黒3-44-2 ☎3719-0903	1/15(土)	作って遊ぼう(20組)	①～⑤	1/17～3/14(1/24、2/14・28を除く)の毎週月曜日 11：00～11：45	
	2/12(土)、3/12(土)	アスレチックとお話(各20組)			
中目黒住区センター児童館 中目黒2-10-13 中目黒スクエア内 ☎5721-8578	2/17(木)	名前入りキーホルダーを作ろう(15組)	①～③	1/18～3/8(2/8・22を除く)の毎週火曜日 10：30～11：30	
区民センター児童館 目黒2-4-36 ☎3711-1839	1/15(土)	お話の会(15組)	①～③	1/18～3/8(2/8・22を除く)の毎週火曜日 10：30～11：30	
	2/16(水)	手型足型を取ろう(15組)	①～③		
	3/2(水)	ケロケログエルを作ろう(15組)	①～③		
不動児童館 下目黒5-18-4 ☎3714-4144	1/24(月)	親子でイングリッシュ(各15組)	①	1/19～3/9(2/2・23を除く)の毎週水曜日 10：30～11：30	
	2/7(月)		①		
	1/29(土)	親子で遊ぼう(15組)	③～⑤		
	2/28(月)	親子で運動遊び(15組)	②③		
油面住区センター児童館 中町1-6-23 ☎3713-1809	1/18(火)	子育てママのらくちん家事のヒント(20組)	★①	1/11～3/8(1/18を除く)の毎週火曜日 10：30～11：00	
	2/26(土)	親子ふれあい遊び(20組)	④⑤		
上目黒住区センター児童館 祐天寺2-6-6 ☎3793-1103	1/30(日)	節分遊び(15組)	①～⑤	1/19～3/9(2/9・23を除く)の毎週水曜日 11：00～11：45	
	2/9(水)	紙パックでかたかたカスタネットを作ろう(15組)	①～③		
五本木住区センター児童館 中央町2-17-2 ☎3792-9130	1/18(火)	絵本の読み聞かせ(定員なし)	★①	1/25、2/15、3/1の火曜日 11：00～11：30	
	2/8(火)	産後のヘアーケア(定員なし)	★		
	3/8(火)	バスボム(入浴剤)作り(定員なし)	★①		

子どもと保護者が体操や工作などを楽しみながら、子どもの創造性や協調性を養います。児童館ごとに申し込み方法が異なります。

また、感染症の状況により、急遽中止や活動内容の変更をする場合があります。詳細は、希望する児童館の☎(表中のコード)をご覧ください。

会場・問い合わせ	乳幼児のつどい (記載のないものは、10：30～11：30)			ベビー活動★	
	日時	内容(定員・先着)	対象年齢	日時	
中央町児童館 中央町2-32-5 スマイルプラザ中央町内 ☎3714-6300	1/15(土)	たこ作り(15組)	①～③	1/20、2/3・17、3/3・17の木曜日 11：00～11：40	
	1/19(水)	リズム体操(15組)	★		
	2/14(月)	音楽遊び(15組)	①		
	3/7(月)	足型取り(15組)	★		
向原住区センター児童館 目黒本町5-22-11 ☎3794-5841	3/19(土)	パパと遊ぼう(15組)	①～③		
	1/16(日)、2/6(日)、3/6(日) ①10：00～10：45 ②11：00～11：45	絵本の読み聞かせ(各5組)	①～⑤		
原町住区センター児童館 南1-8-9 ☎3724-8088	2/17(木)	牛乳パックで作るパタパタ変わり絵(15組)	①～③	1/19～3/9(2/23を除く)の毎週水曜日 10：30～11：00	
平町児童館 平町1-5-3 ☎3723-3750	1/14(金)	お話をいっぱい聞こう！(20組)	②～③	1/19～3/9(2/9・23を除く)の毎週水曜日 11：00～11：30	
	2/1(火)	節分会(20組)			
	3/5(土)	ファミリーコンサート(20組)	①～⑤		
緑が丘児童館 緑が丘2-7-20 緑が丘コミュニティセンター別館内 ☎3718-1182	1/18(火)	バスボム(入浴剤)を作ろう(20組)	①～③	1/17～3/14の毎週月曜日 11：00～11：30	
	2/20(日)	手形足型・絵の具遊び(20組)	①～③		
八雲住区センター児童館 八雲1-10-5 ☎3718-0841	1/25(火)	音で遊ぼう(20組)	②③	1/18～3/8(2/1・15を除く)の毎週火曜日 11：00～11：45	
	1/29(土) 10：00～11：00	ヤカちゃんのお話し会(20組)	③～⑤		
	2/3(木) 10：00～11：45	作って遊ぼう(各20組)			
	2/25(金)		①		
	2/8(火)	体をつかって遊ぼう(20組)	②③		

年末年始

いま一度、防犯の意識を持ちましょう！

☎生活安全課(☎5722-9667、☎5722-9409)

年末年始は何かと慌ただしくなり、普段気を付けていることでも油断しがちです。泥棒や詐欺師は、こうした気の緩みや心隙を狙っています。

まちを守る地域安全パトロール



▲五本木西町会のパトロールの様子

地域の目は、犯人を寄せ付けないための武器です。犯罪防止や子どもの安全を守るため、地域の皆さんによって、自主防犯パトロールや犬の散歩をしながら地域を見守るパトロール(わんわんパトロール)が行われています。

気を付けて！特殊詐欺

●特殊詐欺の対策機器を活用しましょう



犯人と直接話をしないことで、特殊詐欺防止に役立つ、自動着信拒否装置(右写真)と自動通話録音機を貸し出しています。詳細はお問い合わせください。

●常に留守番電話に

直接犯人と話す機会を減らすことが有効です。録音メッセージをよく確認し、知らない番号にはかけ直さないようにしましょう。



防犯アプリ「デジポリス」をご存じですか

出典：警視庁

警視庁公認の防犯対策アプリです。住んでいる地域を登録すると、近隣で発生した犯罪状況が分かるほか、特殊詐欺の手口や、子どもや女性を狙った犯罪の対策を学ぶ内容など、子どもから高齢者まで頼りになる多彩な機能を搭載しています。

こんな機能があります

●女性の強い味方に！痴漢撃退機能

画面をタップするとやめてくださいという音声連続再生され、被害を周囲に知らせることができます。



●不審者対策に！防犯ブザー

画面をタップすると、大音量のブザー音を鳴らすことができます。



いずれの機能もマナーモード中に使用でき、事前に指定したEメールアドレスに通知や位置情報を自動送信することができます。

地域の皆さんとのきずなが大切

警察って、やはり一般の人にとってちょっと近寄りにくいイメージがあって、本当は相談したくても、なかなかできないこともあると思うんです。そこでふれあいポリスの私が役に立てたらいいなと。地域の活動やイベントにはできるだけ呼んでもらって、防犯や防災、さらには日常の困りごとなど、いろいろなことをたくさん話したり、コロナ前には各町会などの懇親会に参加したりするなかで、何でも話しやすい間柄となれるように努めています。

地域の皆さんも安全なまちで暮らしたいと思っています。警察も安全なまちにしたいと思っています。でも、その間が繋がっていないと、期待がすれ違ってしまいます。両者の思いをつなげるため、とにかくたくさんの人と話し、地域の皆さんとつながること、それが私の仕事だと思っています。地域のかたに「ふれあいポリスがいてよかった、浮田さんがいてよかった」と言っていたいたときはうれしいですね。

これからもずっと目黒のために

通常、警察官は5年ほどで別の署に異動になりますが、ふれあいポリスには異動がありません。私も、定年まで目黒警察署にいます。警察にはちょっと話しにくいけど、浮田には話しやすい。そんな存在となって、これからもずっと目黒で皆さんと話し続けていきたいなと思います。年末年始は盗難などの犯罪が起こりやすい時期です。戸締りなどに気を付けて、よい年末年始をお過ごしください。



▲地域のかたと一緒に啓発活動をする様子(コロナ禍以前に撮影)



何でも相談される生き字引になりたい



vol.5

目黒警察署ふれあいポリス警部補

うきた かおる

浮田 香 さん

プロフィール

碑文谷警察署、蒲田警察署などを赴任後、平成26年に目黒警察署に着任。平成28年から、地域と警察をつなぐふれあいポリスに就任。1年中365日、犯罪・交通事故防止の啓発や相談に乗っている。趣味はランニング。

地域とのパイプ役「ふれあいポリス」

私の務めるふれあいポリスは、地域の皆さんと警察、さらには区役所などの行政機関とを結びつけるパイプとなることが仕事です。

具体的には、地域の皆さんのお宅を訪問して相談に乗ったり、地域のお祭りなどのイベントや講習会に呼んでいただき防犯のお話をしたりしています。

また、普段から町会長さんなどの集会に混ざっていただき、まちの近況や地域の皆さんの声を聞き、相談内容によっては、必要な相談先につなげています。コロナの影響でイベントがなくなってしまったので、最近は老人いこいの家や高齢者のお宅などの訪問活動に力を入れています。

子どもを育む地域の力 子ども教室

☎生涯学習課地域教育支援係(☎5722-9279、FAX3715-3099)

子ども教室は、地域の人材などを活用してさまざまな教室を実施し、文化、スポーツ等の体験ができる機会と、安全・安心に過ごすことができる居場所を提供します。実施する団体が、それぞれ工夫を凝らした講座を実施しています。詳細は、区民センター(コード①)、学校で配布されるチラシをご覧ください。



①

16の区立小学校で実施しています

時 平日の放課後や土・日曜日、夏休みなどの長期休業期間

場 小学校、住区センターほか

内 華道・茶道、将棋、プログラミング、ダンス、ドッジボールほか

※実施日時や内容などは団体により異なる

対 小学生(原則)



▲ヨガ教室



▲将棋教室



▲バルーンアート教室

地域ぐるみで子どもを育てています

子ども教室は、PTA、住区住民会議などの地域住民で構成された団体が運営しています。



運営団体の
かたの声

子どもの居場所づくりに協力したいと思い、子ども教室の運営に参加しました。目を輝かせながら楽しんでいる子どもたちの姿に、力をもらっています

子ども教室運営団体を募集しています！

子ども教室未実施の小学校で、運営する団体を募集しています。詳細はお問い合わせください。

ランランひろば 4年度の新規開設校が決まりました

☎放課後子ども対策課放課後子ども事業係(☎5722-9029、FAX5722-9328)

ランランひろばは、3年4月から、放課後子ども総合プラン推進計画に基づき順次開始し、今年度は8校で実施しています。詳細は、区民センター(コード②)をご覧ください。



②

4年度は新たに5校で開設します

菅刈小学校、中目黒小学校、向原小学校、月光原小学校、原町小学校

ランランひろば

平日の放課後や夏休みに、一時的に使われていない小学校の校庭や体育館、特別教室などを活用し、専任の運営職員の見守りの中で子どもが過ごすことができる場所です。雨の日でも学校から移動することなく、安全・安心に過ごせます。

- 在校生は誰でも利用できます(事前の利用登録が必要)
- 実施日時は下校時～17:00
(11～2月は16:30まで。夏休みは9:00～17:00)
- 利用料は無料(任意保険(年額500円))あり

◎ランランひろば実施校以外では、ランドセルひろばで元気いっぱい遊ぶことができます

☎生涯学習課地域教育支援係(☎5722-9279、FAX3715-3099)

ランドセルひろば

ランドセルひろばは、原則として平日の放課後に校庭を遊び場として提供する事業です。在校生は誰でも利用できます。

